

# 安心・安全な職場作りをしましょう！

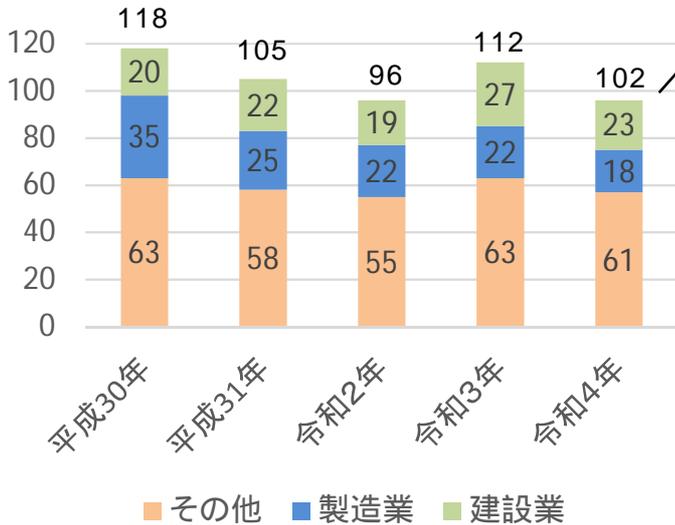
令和4年、島根労働局管内において5件（製造業2件、建設業2件、小売業1件）の死亡災害が発生し、このうち浜田労働基準監督署管内では建設工事現場において2件死亡災害が発生しました。（令和5年2月末時点速報値）また、令和5年4月1日から安全衛生に関する法改正（裏面参照）も行われます。働くすべての方が安心・安全に働けるよう安全衛生の管理状況を再度確認しましょう。

## 労働災害の発生状況（令和5年2月末時点速報値）

### ○浜田労働基準監督署管内の労働災害発生状況

#### 労働災害の推移

（新型コロナウイルス感染症を除く、死亡・休業4日以上 の休業災害件数）



#### 令和4年の労働災害発生状況の特徴

- ・60歳以上の高齢労働者の労働災害が全産業で約42%、製造業で約33%、建設業で約43%となっています。
- ・製造業・建設業において、多い事故の型は、いずれの業種でも「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」になっています。



### ○令和4年島根労働局管内の死亡災害の発生状況

発生月	業種	発生状況
2月	建設業	動力機械内に設置されていた検知器の点検作業中、機械と床の間に挟まれたもの。
3月	製造業	焼鈍炉へ焼鈍する製品の積み込み作業を終え、その後行方不明になり、翌日、焼鈍炉の扉を開けたところ、人骨の一部を発見した。
6月	製造業	天井クレーンのガーダー上で点検作業していたところ、約12m下に墜落した。
6月	小売業	車で商品を配送中、センターラインをはみ出し、反対車線を走行していた車と正面衝突した。
8月	建設業	クレーン船を作業位置に移動させる際、水中コンクリート型枠に接触し、その型枠脱型作業していた被災者がクレーン船と型枠の間に挟まれた。

## 安全衛生管理計画を策定し、実行しましょう！

事業者が一連の過程を定めて、安全衛生に関する方針の表明、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置、安全衛生に関する目標の設定、安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善の4つの活動を実施することで、事業場における安全衛生水準の向上を図ることができます。まずは事業場内における危険性又は有害性等の洗い出しを行い、改善に向けて計画的に措置を講ずるため、安全衛生管理計画を作成しましょう。また、計画を実行した後は、実施状況について定期的に確認を行い、目標達成に向かっていくかの確認を行いましょう。安全衛生管理計画の策定の参考となるよう様式例を島根労働局HP内に掲載しましたので、ご活用ください。



### Safe Work石見活動

労働災害のない安全・安心な職場づくりのためには、時代の変化に対応し、持続可能な安全管理の活動に取り組むことが必要です。安全管理サイクルを繰り返すことによって、安全管理活動を継続的に改善することができ、安心・安全な職場が形成されます。活動のシンボルとして右記ロゴマークをぜひご活用ください。



## 労働災害を防止するためのポイント

・「スベっちゃダメよ！転倒予防 ムチャしちやダメよ！腰痛予防」キャンペーン  
「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）が増加しています。行動災害の防止のために、転倒予防・腰痛予防に取り組みましょう。

・高年齢労働者の労働災害防止対策

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。



### 職場のあんぜんサイト

労働災害防止対策にかかる様々な情報・ツールが掲載されていますので、ご活用ください。



### 労働災害が発生したら・・・

労働災害が発生した場合には、治療費等は労災保険の請求を行っていただくほか、休業が発生する場合には労働者死傷報告の提出が必要です。労働者死傷病報告の提出を怠るといわゆる「労災かくし」になりますので、ご留意ください。

## 令和5年4月1日施行の労働安全衛生法関係法令の改正

・化学物質による労働災害防止のための新たな規制

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

・職長等に対する安全衛生教育の対象業種の拡大

職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の2業種が追加されました。なお、この改正により、全ての食料品製造業は職長等に対する安全衛生教育の対象となります。

・一人親方等の安全衛生対策について

労働安全衛生規則等の改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同様の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者義務付けられます。



このリーフレットに関するお問い合わせは、浜田労働基準監督署へ

(〒697-0026 浜田市田町116-9

0855-22-1840)

(令和5年3月作成)